

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>附則 この規程は、令和6年12月1日から施行する。</p>					
<p>別表 1 保険適用外の料金</p>			<p>別表 1 保険適用外の料金</p>		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	皮膚科光線力学的療法	10,450		皮膚科光線力学的療法	10,450
	陥入爪処置初回加算 (新設)	<u>3,500</u> (新設)		陥入爪手術料・マチワイヤー使用 (初回)	<u>6,600</u>
	陥入爪処置料・マチワイヤー使用 (初回)	5,060		(2回目以降)	<u>1,650</u>
	(2回目以降)	2,420		(1指追加につき)	880
	(1指追加につき)	<u>1,650</u>		陥入爪手術料・マチプレート使用 (初回)	<u>6,490</u>
	(削除)	(削除)		(2回目以降)	<u>1,540</u>
	(削除)	(削除)		(1指追加につき)	770
	(削除)	(削除)		マチワイヤー(1本)	<u>4,400</u>
	マチワイヤー(1本)	3,740		マチプレート(1枚)	<u>6,380</u>
	(削除)	(削除)		陥入爪処置料・ドクターショール使用 (初回)	<u>11,000</u>
	(削除)	(削除)		(2回目以降・処置あり)	<u>5,500</u>
	(削除)	(削除)		(2回目以降・処置なし)	<u>4,180</u>
	(削除)	(削除)			
	ドクターショール(1個) (新設)	<u>3,960</u> (新設)			
	陥入爪処置料・コレクティオ使用 (初回) (新設)	<u>4,070</u> (新設)			
	(2回目以降) (新設)	<u>4,290</u> (新設)			
	(1指追加につき) (新設)	<u>3,410</u> (新設)			
	コレクティオ(2本1組) (新設)	<u>2,750</u> (新設)			
	陥入爪処置料・スーチャーワイヤー使用 (初回) (新設)	<u>2,420</u> (新設)			
	(2回目以降) (新設)	<u>2,640</u> (新設)			
	(1指追加につき) (新設)	<u>1,760</u> (新設)			

	スーチャーワイヤー(1本) (新設)	1,100 (新設)
	美容外来初回加算	3,500
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)

【改正理由】

皮膚科の陥入爪処置について、新たな材料の使用に伴う自費料金の設定及び現行の自費料金の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

	美容外来初回加算	3,500
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)